



4月から新しく、法律相談の相談員として就任された田中弁護士にお話を伺いました。

『相談して良かった』 と感じていただきたい

はじめまして！

4月から法律相談の専門相談員に就任した弁護士の田中です。平成25年に弁護士となり、法律事務所まで弁護士としての勉強を続け、3年前に独立、今は私も『経営者』の一人で、経営者としてどういったサービスを提供すれば喜んでいただけるのか、ということを目下考えています。〃サービスを提供するのは共有する部分があるのではないのでしょうか。

相談に来られる皆さんは、抱えている問題を一刻も早く解決したいという

無料専門相談員、田中・大村法律事務所
弁護士 田中 陽平 さん

思いのなか、しっかりと話を聞いてくれるのか、料金はどのくらいなのかという不安もお持ちだと思えます。そこで私は『丁寧な話を聞く(安心感)』『迅速な対応(スピード)』『明瞭な料金体系(利用しやすさ)』というのを常に心掛けるようにしています。心を開いて安心して相談していただけるよう、しっかりとお話に耳を傾け、問題解決のお手伝いができればと考えています。

駐車場事故には気をつけて

様々な案件に携わってきましたが、最近多い相談は駐車場事故に関することです。バックモニターが備えられていることで、モニターに頼りすぎてしまい目視による確認がおろそかになって事故になるケースも少なくありません。また、駐車場は通路と区画があるだけで、信号も無ければ横断歩道も無い、しっかりとした法的なルールも無い場所ですので、そこで起こる事故は紛争性が高くなります。ドライブレコーダーは紛争回避には有効なツールで、無ければ防犯カメラ映像や目撃者の確保などが重要です。しかし、最も大切なのは事故を起こさないための目視を怠らないことです。「駐車場で事故は起こると厄介だ」というぐらいの意識を持って、注意深く運転するようにしましょう。

紛争の種を感じたら早めの相談を

本誌3月号で相続法の改正が特集されていましたが、相続はどなたにとっても身近な問題です。

相続については紛争となる 경우가少なくない案件ですが、実は細かに条件等が決まっております、大丈夫だと思っても、要件に当てはまらないということもあります。

例えば、この改正で介護や看病に貢献した親族が金銭請求することが可能になりましたが、これにもいくつかの要件があり、①請求権者が被相続人の親族であること(6親等内血族・配偶者・3親等内姻族)②療養看護その他の労務提供があること③無償性であること(対価が無いこと)④被相続人の財産の維持又は増加、などです。特に②については記録、メモ等による証拠管理が重要でしょう。また、期間制限については「相続の開始及び相続人を知った時から6ヶ月以内、又は、相続開始の時から1年以内」と決められています。別の人が同じような紛争で解決しても、自分にもそれが当てはまるとは限りません。まずは専門家に相談しましょう。どんなことでも紛争の種を感じたら迷わず相談してください。「相談して良かった」と感じていただければ幸いです。今後ともよろしくお願いたします。